

2026年度追手門学院大学再入学志願者出願要項(春学期)

【新たに[留学]の在留資格取得が必要な外国人の方のみ】

1.出願資格

退学または除籍後2年以内の者(2024年3月31日以降退学または除籍となった者)で、新たに[留学]の在留資格取得が必要な外国人の方。
・懲戒により退学した者、在学期間満了のため退学した者(除籍された者)、成業の見込みがない者は除く。
・出願資格について不明な点は、枠外下に記載の【問い合わせ先・書類提出先】に問い合わせてください。

2.再入学許可年次
既修得単位科目
の読替認定
および卒業要件
(修了要件)

(1) 再入学の時期は、春学期の始めとし、再入学許可年次は、次の通りです。

在学年数(休学期間を除いた在籍年数)		再入学年次
一般学生	編入学生	
1年未満 (0.5)		1年次
1年以上、2年未満 (1～1.5)		2年次
2年以上、3年未満 (2～2.5)	1年未満 (0.5)	3年次
3年以上 (3～)	1年以上 (1～)	4年次

(2) 既修得単位科目の読替認定および卒業要件(修了要件)は、次の通りです。

カリキュラムの改定により卒業要件(修了要件)が変更されている場合には、過去に修得した科目の単位が認定できないことがあります。
卒業要件については、再入学許可年次適用の学則(大学院学則)、学部規程(研究科規程)、履修細則に従わなければなりません。
既修得単位科目の読替認定については、枠外下に記載の【問い合わせ先・書類提出先】に問い合わせてください。

(3) 学部生が再入学後に在学できる年限は、次の通りとなります。

退学・除籍前の 在学年数	一般学生		編入学生	
	最低在学年数	最大在学年数	最低在学年数	最大在学年数
0.5	3.5	7.5	1.5	3.5
1	3	7	1	3
1.5	2.5	6.5	0.5	2.5
2	2	6	0.5	2
2.5	1.5	5.5	0.5	1.5
3	1	5	0.5	1
3.5	0.5	4.5	0.5	0.5
4以上	最低在学年数0.5、 最大在学年数は、退学・除籍前の 在学年数を8から減じた数。			

ただし、通算在学年数8年を超えて在学することはできません。(編入学生は、通算在学年数4年を超えて在学することはできません。)
大学院生が再入学後に在学できる年限については、枠外下に記載の【問い合わせ先・書類提出先】に問い合わせてください。

3.願書受付期間

2025年11月10日(月)～ 11月14日(金) 受付時間:平日9:10～17:00／土・日・祝は除きます
提出された出願書類は、いかなる事情があっても一切返付いたしません。

4.出願手続

次の書類を、枠外下に記載の【問い合わせ先・書類提出先】へ直接持参してください(日本に入国できない場合は相談してください)

(1) 出願書類

- ① 再入学願(本学所定用紙):事前相談の後、郵送もしくは窓口にてお渡しします。
② 審査料:10,000円(振込手数料は受験者負担)の「振込明細票」もしくは振込完了画面を印刷したもの
下記の口座へ審査料を振込し、「振込明細票」もしくは振込完了画面を印刷したものを提出してください。

【振込先】 金融機関:三井住友銀行(0009)
支 店:茨木支店(169)
口座種別:普通預金
口座番号:1201766
口座名義:ガク)オウテモンガクイン

- ※1 振込依頼人欄もしくはメモ欄等に必ず出願者本人の氏名を入力してください。
出願者本人の氏名の入力がない場合、振込の確認ができない可能性があります。十分ご注意ください。
※2 本学が受理した振込金額が10,000円に満たない場合、出願書類が揃っていたとしても再入学の申請は無効とします。
※3 振込先違い等により審査料の振込が確認できないことによる申請者の不利益に関して、本学は一切の責任を負いませんので、振込間違いのないよう十分に注意してください。

5.選考方法

書類審査及び必要に応じて課す面接や筆記試験等により可否を決定いたします。
面接や筆記試験等が必要な場合は、決定次第お知らせいたします。

6.選考結果の通知

2025年11月28日(金)に出願者全員に選考結果を郵送いたします。

可否の結果についての電話等による問い合わせには一切応じません。

選考結果が発送日から4日(海外へ送付する場合は6日)を過ぎても到着しなかった場合は、枠外下に記載の【問い合わせ先・書類提出先】に問い合わせてください。

(1) 2026年度授業料等納付金(再入学時納付分)

授業料等納付金 (注1)		授業料	施設設備充実資金	入学金	教育充実費	諸費用
	学部	¥375,000～ ¥582,500 (注2)	¥85,000～¥157,500 (注2)	¥50,000	¥0～ ¥30,000 (注2)	学部・学科・学年により異なる (注2)
	大学院	¥250,000	¥50,000	¥50,000	－	研究科・専攻・学年により異なる (注2)

(注1) 上記金額は、再入学手続き時に必要な授業料等納付金であり、次学期以降、学期ごとの納付金が必要となります。

(注2) 再入学される学科・学年により一部金額が変わる場合がありますので、正確な金額については、入学手続き書類送付時にお知らせいたします。

(2) 納入・手続き期限 **2025年12月12日(金)** 受付時間:平日9:10～17:00／土・日・祝日は除きます

入学手続き書類は、『合格通知書』とともに送付いたします。

インターネット上でWEB学生カード入力を済ませ、期限までに所定の金額を一括納入したことが分かる「振込明細票」もしくは振込完了画面を印刷したものを Student Support へ提出することにより手続きは完了となります。

本学では、WEB学生カード入力時に、次の内容について入学前に同意確認を行っています。

- ・追手門学院大学が保有している学生及び保証人(父母等)の個人情報の取扱い
- ・追手門学院大学学則および諸規則の遵守
- ・「禁煙・受動喫煙防止宣言」の理解および学内・キャンパス周辺での禁煙
- ・「追手門学院大学キャンパスマナーに関する指針」の理解および遵守

WEB学生カード入力時に証明写真データの添付を求めますので、予めご準備ください。

詳細は、入学手続き時にお知らせいたします。

手続きを完了した者には、『再入学許可書』を送付いたします。期限までに手続きを完了しない者には、入学を許可いたしません。

なお、一旦納入された入学金、授業料等納付金および諸費用は、いかなる事情があっても返付いたしません。

(3)在留資格認定証明書交付申請について

日本国外在住の外国人の方は、日本入国のための査証申請に必要な「在留資格認定証明書」の申請を本人が行うことが困難なため、上記(2)の手続が完了した者については、本学が代理申請を行います。代理申請を希望される方は、**国際連携企画課**(shihi@otemon.ac.jp)に問い合わせてください。在留資格の取得手続きには1か月～3か月を要します。必ず、期日までに手続きを済ませて、連絡してください。

なお、同証明書交付に係る審査は法務省が行うため、不交付となった場合でも、本学は一切の責任を負いません。

(4)在留資格取得に関する注意事項

在留資格認定証明書及び在留資格「留学」の発行可否及び発行時期の判断は、法務省の裁量によります。

日本への入国の可能性及び入国時期に関して、教務上発生する不利益については、本学では責任を負いかねます。またこれに対する配慮等は原則行いません。

そうした場合であっても、一旦納入された入学金、授業料等納付金および諸費用は返付いたしません。

【問い合わせ先】

Student Support(総持寺キャンパス アカデミックアーク1階) TEL:072-697-8150

【書類提出先】

Student Support(総持寺キャンパス アカデミックアーク1階)

大学へお越しになるには事前予約が必要となります。提出書類を持参される際は、事前に電話で日時を連絡してご来校ください。